

京都市交通局管理規程 6 - 8 (京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 9 月 15 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第 10 条の表連絡定期券及び全線定期券の項及び一日乗車券及び二日乗車券の項中「醍醐駅」を「六地蔵駅」に改める。

第 20 条第 1 項中「対応する自動車規程第 7 条」を「対応する自動車規程第 8 条第 2 項」に、「係る自動車規程第 7 条第 1 項」を「係る自動車規程第 8 条第 1 項」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(交通局高速鉄道部運輸課)